

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

[随意契約によるもの]

審査対象期間

令和3年4月から令和3年7月

部局名 東京労働局

No.	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
1	飯田橋合同庁舎 昇降機部品交換工事	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 小林 淳	令和3年4月2日	エレベーターコミュニケーションズ 株式会社 東京都品川区南大井 6-16-16	5010801017897	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 入札の不調や契約解除(コロナ禍により部材の納品が履行期限内にかなわなかったため)等により稼働停止から7か月以上が経過したため、喫緊に修繕作業を実施しなければならぬ中で、あらためて修繕のため複数業者に見積書の作成依頼を行ったところ、唯一対応可能であった当該業者と随意契約を締結したものの。	3,669,468	3,669,468	100.0%	-		